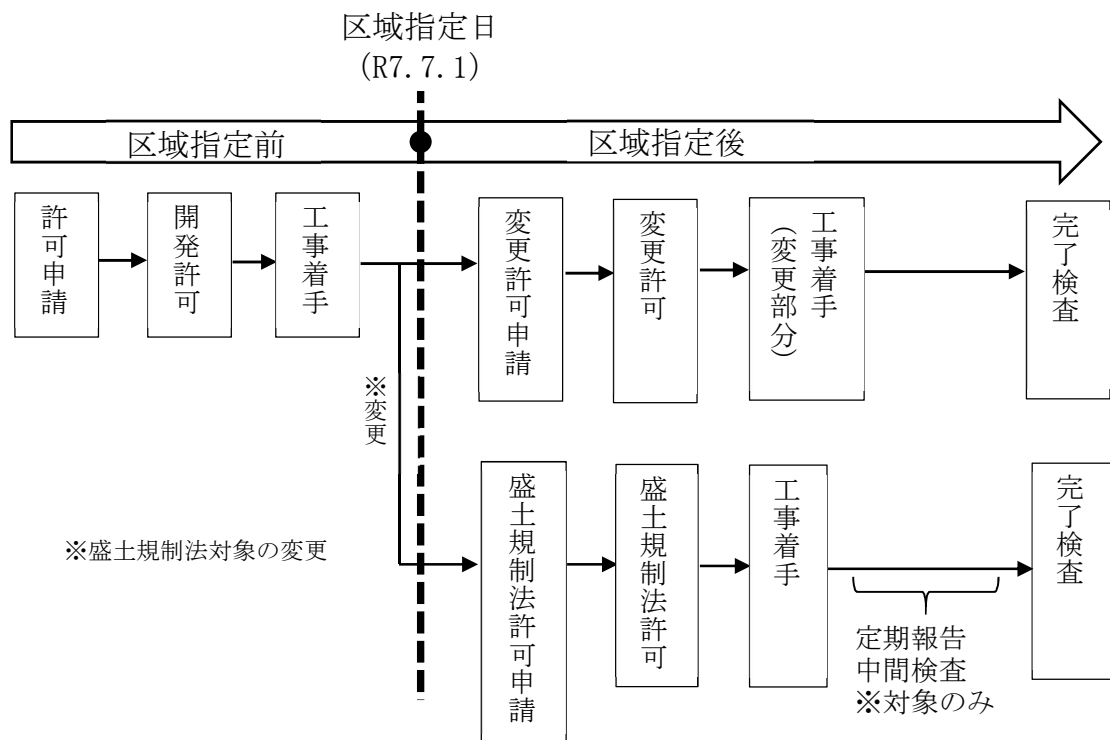


■ ケース 1

開発許可及び工事着手が区域指定日前であるが、その後、盛土規制法対象の変更が生じた場合

➡盛土規制法の許可申請が必要

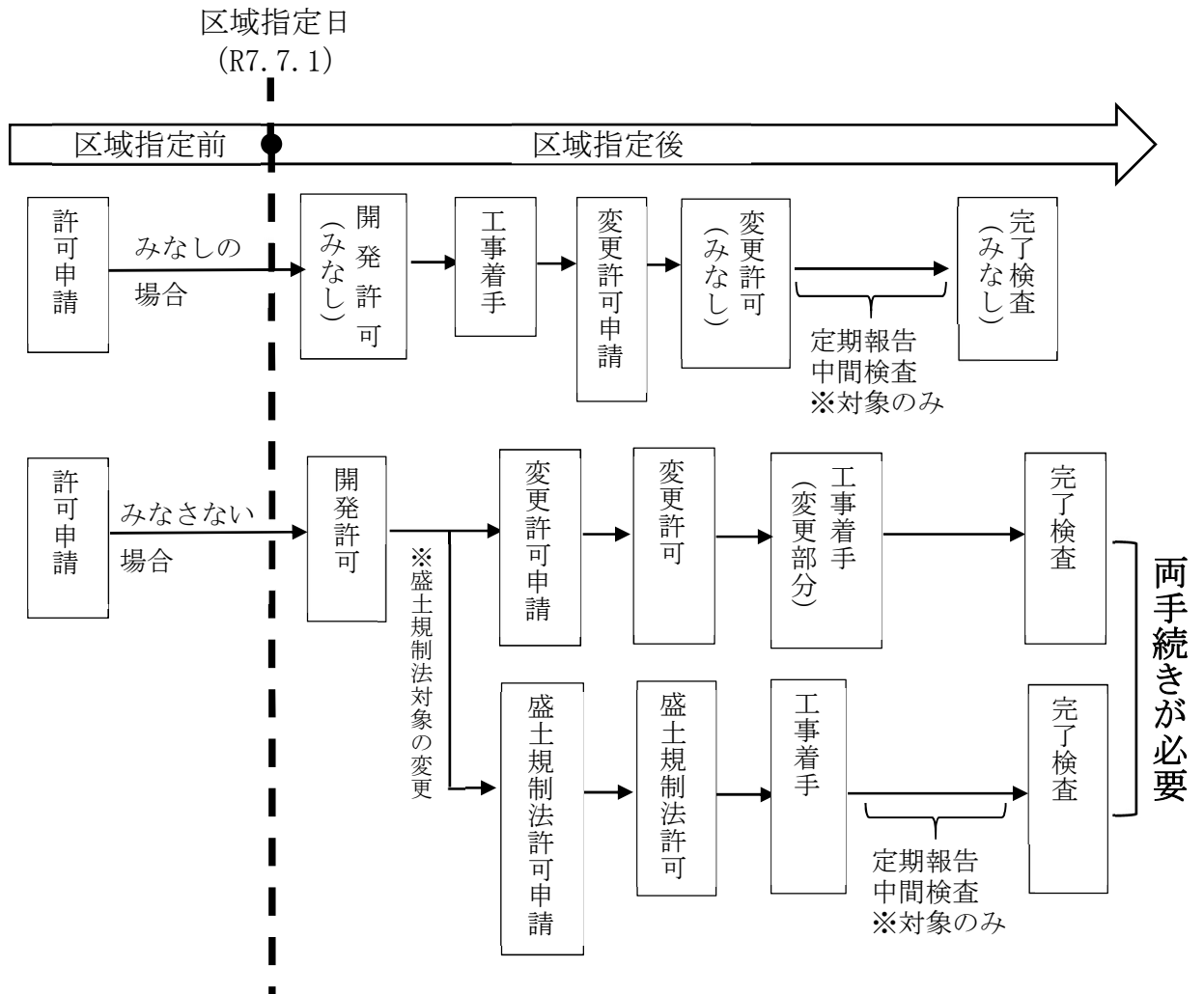


手続：開発許可が区域指定日前であり「みなし許可」の適用外のため、盛土規制法の許可申請が必要になります。なお、区域指定後に変更許可を得ても、盛土規制法の許可を得たものとはみなせません。

■ ケース 2

開発許可及び工事着手が区域指定日以降である場合

➡開発許可後に盛土規制法対象の変更が生じた場合は、開発行為の変更許可申請及び盛土規制法の許可申請が必要



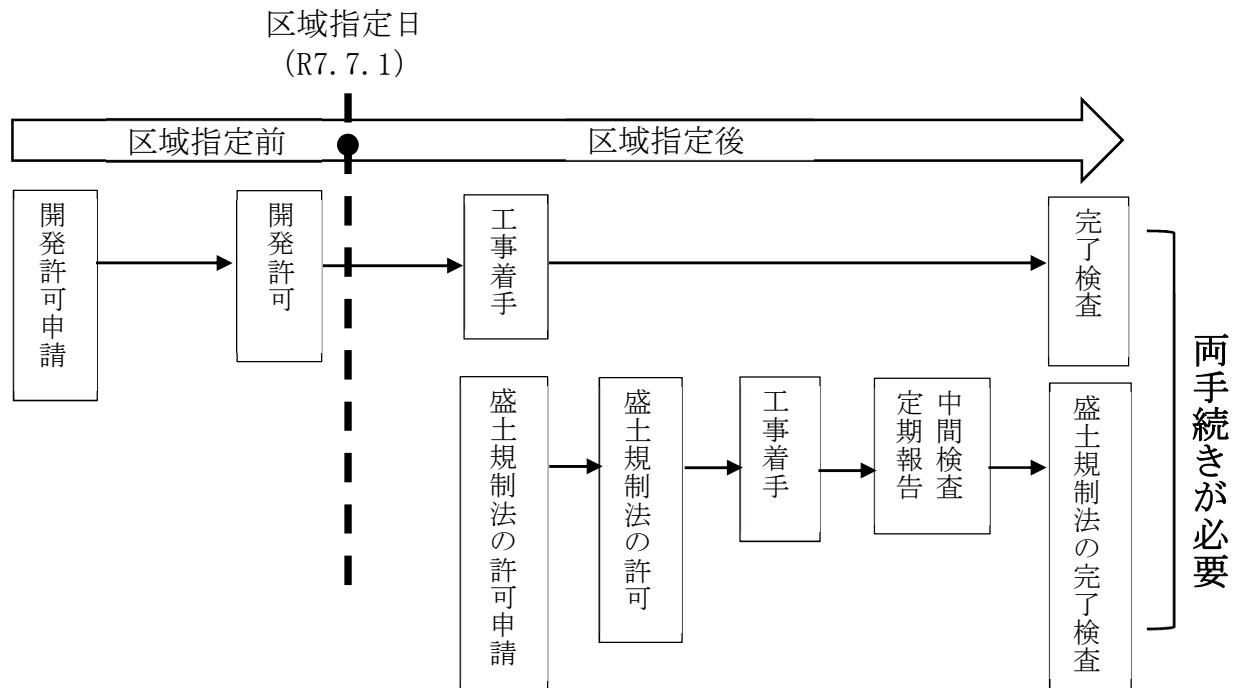
手続：区域指定日以降の開発許可が「みなし許可」に該当するか否かにより、その後の変更内容に応じた手続きが必要になります。盛土規制法の対象の変更が生じる場合、開発行為の変更許可申請及び盛土規制法の許可申請が必要になります。

例：開発許可時の盛土が 25 cm で、その後、30 cm 超の盛土に変更する場合

■ ケース 3

開発許可を区域指定日前に受け、工事着手は区域指定日以降である場合

➡盛土規制法の許可申請が必要



手続：開発許可を区域指定日前に得ていても、区域指定時に工事が未着手である場合は、盛土規制法の許可申請が必要です。